



申10号「ワンマン運転の拡大について」に関する申し入れ第1回交渉を行う！②

第5項 現行の課題である休養時間の拡大等の問題を解消し、ワンマン運転の拡大実施においても労働条件と労働環境の更なる向上を図ること。

《確認事項》・行路作成においては、より良くするために地方で工夫していくことは変わらない。

（組合の主張）

- ・労働が強化されて、「安全・健康・ゆとり・働きがい」が担保されなければ納得感はない。安全を確保するために労働条件の向上をすべきだ。
- ・ワンマン運転は特に、乗務中の緊張が連続する。確認事項や取扱い作業が増えるため疲労度も増える。
- ・負担軽減のため、1連続乗務は100キロ、90分程度の乗務までになるよう行路作成時に考慮すべき。
- ・拘束時間の拡大や業務の負担増加に対して、安全を確保するために睡眠時間を拡大すべきだ。

（会社の主張）

- ・ワンマン運転士は業務が違うためワンマン加給がある。
- ・制度を逸脱せずに乗務員の7時間10分の労働時間の範囲内で効率的に行路作成を行っている。
- ・ワンマン運転の拡大によって、休養時間を拡大していく考えはない。

要求については一致せず。課題解消に向けては引き続き議論が必要だ！

第6項 ワンマン運転士に対する、車掌業務についての必要な教育・訓練を行うこと。また、車掌の指導担当の育成を行える環境を整えること。

《確認事項》

- ・ワンマン運転士に必要な基本的な営業知識は職場ごとに必要な教育・訓練を行っていく。
- ・その場で対応出来ない場合の取扱いは指令に問い合わせる。
- ・職場の中で指導担当もフォアマンとして、非常に重要な役割を担っている。
- ・職場の特情を考慮して、指導担当の配置・人材育成を行う。

第7項 ワンマン機器の故障時は車両交換を基本とすること。なお、対応出来ない場合には車掌乗務又は回送扱いとすること。

《確認事項》

- ・まずは応急処置を行う。最終的に復旧しなければ車両交換、車掌乗務の扱いになる。
- ・短編成と同様に、中・長編成においても、同様のフローを作成していく。
- ・ワンマン機器の故障時についても安全が最優先の考え方は変わらない。

第8項 異常時等の対応について、直ちに社員が駆けつけられる体制を整えること。

《確認事項》

- ・会社の責任として、社員の教育・訓練のブラッシュアップをしていく。
- ・駅間での停車を防ぐために、必要な設備改善を行っていく。
- ・避難、誘導について必要な教育・訓練を行い、お客さまを救済できる社員・係員を配置する。

（組合の主張）

- ・乗務員一人でお客さまの避難、誘導を行うのは不可能である。
- ・避難、誘導に対してお客さまに協力をしてもらうことを前提に考えるべきではない。
- ・迅速に係員が駆けつけられる体制を整えるべきだ。

（会社の主張）

- ・緊急性のある場合は、お客さまに避難、誘導の協力をしてもらうことが必要。
- ・現在も駅や地区指導センター、近くの運輸区などから社員が駆けつけている。今後もブラッシュをしていく。
- ・各支社で異常時対応訓練、総合脱線復旧訓練を引き続き行う。